

薬物乱用防止教育

1 薬物乱用防止教育の基本的な考え方

薬物に関する指導は、知識が増えただけでは意識の変容や薬物乱用防止の効果を十分にあげることはできない。

指導にあたっては、児童生徒が薬物に対する正しい知識と自己に対する自尊感情を高め、薬物は絶対に使用してはならないことを基本として、適切な行動がとれるよう指導の徹底を図ることはもとより、薬物乱用防止を集団全体の規範として広げ、個人の適切な意志決定を支える集団を育成するよう指導することが重要である。

2 指導の目標

薬物乱用の健康への影響や社会的に引き起こされる問題について、正しい認識と判断力・意志決定能力を育てるとともに、社会の規範として広げ、生涯にわたって健康的な生活を自ら実践できる能力と態度を育てる。

3 指導の進め方

青少年期はたばこ（ニコチン）、酒（アルコール）を含めた依存性薬物を使用するきっかけが起りやすい時期であり、また心身の発育・発達途上にあるため、依存状態に容易に移行したり、人格の形成が妨げられるなど薬物の影響が深刻なかたちで現れることがある。したがって、中学校・高等学校の段階での薬物乱用防止に関する指導が極めて重要な意味をもつ。

薬物乱用防止に関する指導では、これらの行為を行った者に対して法律に接触するとの観点からの指導も必要であるが、一人一人が薬物乱用と健康とのかかわりについて早い時期から認識し、このような危険な行為をしないという態度を身に付けるようにするという健康教育の視点が大切である。

(1) 実態に即した指導の実施

薬物乱用防止の指導にあたっては、児童生徒、学校、家庭及び地域社会の実態を的確に把握し、その実態に即した指導を行うことが大切である。

なお、薬物に関する意識調査等を実施する場合は、調査目的を明確にするとともに、内容について慎重に検討し、実施方法や調査結果の活用の在り方に十分に配慮することが必要である。

(2) 教職員の共通理解と指導体制の確立

校内における共通理解を深め、指導体制を確立して教職員の役割分担を明確にし、養護教諭等と連携を密にして指導にあたることが大切である。

薬物乱用防止に関する指導や児童生徒からの相談には、場合によっては一人で解決しようとせず、組織的な対応が必要となることがある。

(3) 家庭や地域社会等との連携

薬物乱用防止は、より効果的な指導を進めるために、家庭、地域社会及び関係諸機関と連携を深めることが大切である。

学校保健委員会，学校だよりや保健だより，保護者会，P T A 活動などを通じて家庭や地域社会に対する啓発活動を行うとともに，家庭や地域社会及び関係諸機関と一体となって，健康教育や基本的な生活習慣の育成に努めることが児童・生徒の薬物乱用防止につながる。

(4) 学校の実態に応じた指導計画の作成

児童生徒，家庭及び地域社会の実態を的確に把握したうえで，全学年を見通した指導計画を作成することが大切である。指導計画作成の際の留意事項は以下の通りである。

ア 学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ，児童生徒，家庭及び地域社会の実態に応じた弾力的な指導計画を作成する。

イ 児童生徒，家庭及び地域社会の実態から，発達段階に応じた指導目標を設定する。

ウ 教科（体育・保健体育），道徳及び特別活動との連携を考慮する。

4 薬物乱用防止教育推進上の留意事項

- (1) 薬物を使用してはいけないという断固たる姿勢を示すことが大切である。
- (2) 肯定的自己概念（セルフエスティーム）を高めるように配慮することが大切である。
- (3) 児童生徒の発達段階や実態に配慮することが大切である。
- (4) 思春期に現れる様々な問題行動（いじめ・不登校・暴力・学業不振・喫煙飲酒等）との関連性を考慮することが大切である。
- (5) 個に応じた指導や支援を行う。（カウンセラー，精神科医等との連携）